

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 川根本町電子クーポン参加事業者要領

【事業者の皆様へ】参加申込みの前に必ずお読みください。

1. 事業について

(1) 事業概要	物価高騰の影響を受けている町内事業者と消費者支援のため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、予算の範囲内において、事前に参加申込みをした町内事業者（以下、「対象事業者」といいます。）で利用できる電子クーポンを町公式 LINE から配信します。 電子クーポンの配信により、消費の喚起と地域経済の活性化を図ります。
(2) 事業内容	① 対象事業者において使用可能な値引きクーポン（以下、「電子クーポン」といいます。）を町公式 LINE アカウントの友だち登録者（以下、「利用者」といいます。）に配信します。 ② 利用者は、電子クーポンの配信期間中、対象事業者で商品購入やサービス提供を受けたとき、電子クーポンを使用できます。 ③ 対象事業者は、利用者からクーポン使用の申し出があった場合は、代金からクーポン額を値引きして会計します。クーポンの使用によって生じた値引き額については、クーポン配信期間終了後に実績に基づき、町から精算金を支払います（値引き額の全部）。
(3) 実施期間	【参加申込み】 9月24日(木)から 10月16日(金)17時まで(23 日間) 【クーポン配信】 12月1日(火)から 12月24日(木)まで(24 日間) 【実績報告及び精算】 1月6日(水)から 1月26日(火)まで(21 日間)

2. クーポンについて

(1) クーポン配信	● クーポンの予算額は 1,500 万円です。 ● クーポンは 12 月 1 日(火)の午前 10 時から配信を開始します。 ● クーポンの使用額が予算に達した場合は、配信期間中であっても終了することがあります。
(2) クーポン種類	申込み時に、取扱うクーポンを一種類選択していただきます。 A) 一般クーポン ① 税込 3,000 円以上会計で 900 円値引き ② 税込 2,000 円以上会計で 600 円値引き ③ 税込 1,000 円以上会計で 300 円値引き B) 日帰り温泉クーポン ① 税込 300 円以上会計で 300 円値引き ※温泉施設のみ選択可 ※一般クーポンとの併用可

3. 参加事業者について

(1) 参加可能な事業者	以下の要件をすべて満たす事業者が対象事業者として登録できます。 ● 中小企業又は個人事業主であって、町内に事業所を有していること ● 町内で現に営業しており、クーポン事業の終了後も継続して営業する意思があること ● クーポンの使用を対面で確認できること ● クーポンの配信期間中に営業を行い、値引き対応ができること ● 本事業の積極的な周知(店内へのポスター掲示等)に協力できること
(2) 対象外となる事業者	以下のいずれかにあてはまる事業者は対象事業者として登録できません。 ● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗営業を行う事業者 ● 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条に規定する暴力団、指定暴力団等又は暴力団員が関与する事業者 ● その他、町長が適当でないと認める事業者

4. 対象商品等について

(1) クーポンを使用できる商品等	以下の要件をどちらも満たす商品又はサービスでクーポンを使用できます。 ● 対象事業者が町内で販売又は提供する商品又はサービスであること。 ● クーポンの使用を対面で確認できる方法で取引が行われること。
(2) クーポンを使用できない商品等	以下に掲げる商品やサービス、取引等には、クーポンを使用できません。 ● 納税・公的手数料など国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い ● 株式・債券などの金融商品 ● 土地・家屋等の不動産 ● 商品券・ビール券・図書券・切手・プリペイドカード等の換金性の高いもの ● 町指定ごみ袋(ごみ処理手数料に相当するものであるため) ● たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 2 項に規定する製造たばこ ● オンライン販売など、対面での値引きができない取引 ● 先払い、つけ払い等による、クーポン配信期間外の取引への支払い ● 業者間での取引(B to B) ● その他、町長が適当でないと認めるもの

5. 値引きについて

(1) 値引き手順	① 利用者が自身のスマートフォンでQRコードを読み込む ② 「クーポンを利用する」をタップする ③ クーポンが使用済みになったことを事業者で確認する ④ レジにてクーポン金額を差し引いて会計する ※電子クーポンとレジは連動しません。レジでの値引き処理を忘れずに行ってください。
(2) 他の値引きとの併用	● 本事業とは別のキャンペーンやセール等を行っている場合、本事業のクーポンとの併用が可能です。ただし、キャンペーン等による値引きを適用した後の合計金額を電子クーポンの対象としてください。

(3) 決済方法	クーポン使用時の決済方法に指定はありません。店舗で対応可能な決済方法にて会計を行ってください(現金、クレジットカード、電子決済ほか)。ただし、先払い、つけ払いなどによって、クーポン配信期間外の取引の値引きを行わないようにしてください。
(4) クーポン使用に係る注意事項	- 参加にあたって店舗で新たな機器等の導入は不要です。 - 一人が複数のスマートフォンをお持ちの場合でも使用回数は1回のみです。 - 割り勘での支払いの場合、人数分の値引きが可能です。人数分の電子クーポンが使用されていること、一人あたりの支払い金額が電子クーポンの利用条件金額に達していることを確認してください。

6. 参加申し込みについて

(1) 参加申込方法	- 電子申請又は申込書の提出にてお申込みください。 - 紙の申込書は、町公式 HP でダウンロードするか、商工会又は役場産業振興課にてお求めください。 - 紙の申込書は、川根本町商工会にて提出を受付けています(開所時間内)。ぜひ、便利な電子申請をご利用ください。  ←電子申請はこちら  ←町公式 HP はこちら
(2) 参加事業者募集期間	令和8年9月24日(木)から10月16日(金)17時まで(期限厳守)
(3) 参加申込における注意事項	- 申込時に選んだクーポンの種類は、期間中の変更はできません。 - 値引き対象にならない商品・サービスについてよくご確認ください。 - 便乗値上げなどは行わないでください。
(4) 事業者の画像データ	- 申込の際、電子クーポンアプリ上に掲載する画像データを提出いただきます。 - 前回対象事業者かつ、画像の変更を希望しない場合は提出不要です。 - 画像データは、電子申請フォームでアップロードするか、電子メールにて sangyou@town.kawanehon.lg.jp まで送信してください。
(5) 申込後の連絡について	- 申込後の連絡事項は電子メールにてお送りいたします。必ず受信可能なメールアドレスを記入してください。 - 申込後、QR コードや店頭チラシ等の書類一式をお届けします。必ずご確認ください、事業終了まで大切に保管してください。

7. 精算金について

(1) 精算金額	電子クーポンの使用により生じた値引き額の全部を町が負担します。
(2) 実績報告	- クーポン配信期間終了後、町からクーポン使用実績書を各事業者へ配付します。実績額をご確認の上、商工会へ実績報告書兼請求書を提出してください。 【実績報告受付期間】令和9年1月6日(水)から1月26日(火)まで - 実績の確認後、現金にて精算金をお支払いします。 - 電子クーポンの使用件数については、町が集計したデータと提出いただく実績報告書を照合して確認します。町と対象事業者で使用件数の把握に相違がある場合は、帳簿等を照合するなどの調査を実施することがあります。

8. 電子クーポン事業の流れ

順番	内容	時期	方法	提出物
①	【事業者⇒商工会】 参加申込み	9月24日 ～10月16日	● 電子申請 ● 持参 ※郵送不可	● 参加申込書 ● クーポン用写真
②	【商工会⇒事業者】 店舗用チラシ、ポスター、のぼり旗の配付。 店舗用クーポン、QRコードの配付。	クーポン 開始前日まで	● 訪問	—
③	【事業者】 各対象事業者にて、クーポン値引きを実施。 期間中は商工会がサポート。	12月1日～ 12月24日		
④	【町⇒事業者】 電子クーポン使用実績書及び実績報告書兼請求書の様式を配付。	クーポン配信 期間終了後	● 郵送	—
⑤	【事業者⇒商工会】 実績報告書兼請求書を提出。	1月6日 ～1月26日	● 持参	● 実績報告書兼請求書
⑥	【商工会⇒事業者】 実績額の確認後、精算金の支払い。 ※店舗と役場でクーポン使用額に相違がある場合、その場での支払いができません場合があります。	請求書の 提出後、即日	● 現金	—

9. FAQ

	質問	回答
1	参加にあたって店舗で新たな機器等の導入は必要か	利用者がお持ちのスマートフォンを使うクーポンです。 事業者側で機器等を導入する必要はありません。
2	1つの商品を複数の人が購入する場合は値引き可能か	人数分の値引きが可能です。人数分のクーポンが使用されていること、1人あたりの支払い額がクーポンの使用条件金額を超えていることをご確認ください。
3	利用者から使い方の問い合わせがあったらどうしたらよいか	各店舗に配付予定の使用方法チラシを用いて、店舗での説明にご協力ください。 チラシに記載のない事項については、商工会又は役場産業振興課へお問合せください。
4	対応が難しい時は、期間中でもクーポン値引きを中止してよいか	中止することはできません。 クーポン配信期間中は、値引き対応を継続してください。
5	クーポンが使えないスマートフォン機種はあるか	一部の機種や設定によりクーポンが利用できない場合があります。 故障している機器やいわゆるガラケーにも対応していません。 OS やアプリの更新を行うことで使用可能になることがあります。
6	クーポンの使用件数について、町の集計結果と店舗での把握に相違がある場合はどうなるか	基本的にはシステム上の使用件数に基づいて精算しますが、疑義が生じた場合は、集計結果と事業者の帳簿を照合するなどの調査を行うことがあります。

7	早期終了した場合、値引きを受けられると思って来店したお客様にはどう対応すればよいか	早期終了によって利用者が値引きを受けられなかった場合であっても、事業者がそれを補償する必要はありません。
8	誤って電子クーポンを使った場合はどうすればよいか	状況を確認した上で対応いたしますので、役場産業振興課までご相談ください。
9	薬は値引き対象か	処方箋に基づいて処方される医薬品は対象外です。

【問合せ先】 商工会 電話:56-0231、 役場産業振興課 電話:56-2226

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。